

昭和四十一年大蔵省令第五十五号

關稅法施行規則

関税法施行令第九十三条の規定に基づき、関税法施行規則を次のように定める。

(国税通則法施行規則の準用)
第一条 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第一条（交付送達の手続）及び第一条の二（公示送達の方法）の規定は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号。以下「法」という。）第二条の四（書類の送達等）において準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条（書類の送達）又は第十四条（公示送達）の規定により交付送達又は公示送達を行う場合について準用する。
(郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類)
第一条の二 法第六条の三（郵送等に係る申告書類等の提出時期）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類とする。
一 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第三条の二第二項（変質、損傷等による戻し税の手続）（同令第三条の三及び第三条の四（変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書
二 関税定率法施行令第五十三条の三第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続）の規定により提出する申請書
三 関税定率法施行令第五十六条第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続）（同令第五十六条の三及び第五十六条の四（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書
四 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百五十五号）第十五条第一項（還付）の規定により提出する還付請求書
五 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百六十六号）第十九条第一項（還付）の規定により提出する還付請求書
（法令遵守規則の記載事項）
第一条の三 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるるものとする。

一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

イ この号口からホまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ 輸入申告（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づき行う輸入申告をいう。以下同じ。）及び特例申告（法第七条の第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）（第五号においてこれらの申告を「輸入申告等」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ハ 担保の提供（法第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合に行う担保の提供をいい、提供した後における当該担保の管理を含む。）並びに関税並びに輸入貨物に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。第一条の八第一項第一号において同じ。）及び地方消費税の納付に係る事務の管理（第五号において「担保及び納税の管理」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ニ 特例申告貨物（法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）のセキュリティ（貨物の現況の的確な把握その他貨物の安全管理のために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ホ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二 前号イからハまで及びホに規定する部門における業務の具体的な内容及び手順

三 第一号ニに規定する部門における特例申告貨物のセキュリティに関する業務の具体的な内容及び手順

四 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者の業務に關し、その者（その者が法人である場合は、その役員を含む。）又はその代理人・支配人その他の従業者が法令（法その他の関税に關する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に關する事項

五 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物のセキュリティに関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 特例輸入関税関係帳簿（法第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）に規定する特例輸入関税関係帳簿をいう。以下同じ。）及び特例輸入関税関係書類（同項に規定する特例輸入関税関係書類をいう。以下同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項

八 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者の財務の状況（会計帳簿その他財務に関する書類の概要を含む。以下同じ。）に関する事項

九 法第七条の二第一項の承認を受けようと/orする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

十一 その他参考となるべき事項

（保存義務者についての規定の準用）

第一条の四 第九条の十から第十条の三まで（輸入又は輸出の許可書に係る規定の適用・関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、特例輸入者が備付け及び保存をする特例輸入関税関係帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入関税関係書類並びに特例輸入者が行う法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第九条の十中「輸入又は輸出」とあるのは「輸入」と、「令第八十三条第五項」とあるのは「関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。）第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条の五」とあるのは「第七条の九第二項において準用する法第九十四条の五」と「第十条第一項第一号中「に係る電子計算機処理に当該」とあるのは

<p>「に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に当該」と、同号イ中「電子計算機処理システム」とあるのは、「電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）」と、同条第六項第二号ロ（1）及び第九項、第十条の二第四項並びに第十条の三第一項中「第八十三条各号第六項」とあるのは、「第四条の十二第四項」と、第十条第四項第三号中「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて」とあるのは、「電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもつて」と、同条第七項第一号中「及び法人番号」とあるのは、「及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>前項の場合において、第十条第一項及び第十条の二第一項の規定による第二条第四項各号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件の適用については、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは、「第四条の十二第四項」とする。</p>
（書式）
<p>第一条の五 法及び関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。）の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同一の表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。</p>
<p>法第九条の三第二項（納税の告知）の納税告知書</p>
<p>法第九条の四（納付の手続）の納付書、法第七十七条第四項（郵便物の関税の納付等）の納付書又は法第七十七条の三第一項（日本郵便株式会社による関税の納付等）の納付書</p>
<p>法第九条の八第一項（納付受託者の帳簿保存等の義務）の帳簿</p>
<p>式 三 号 書</p>
<p>式 二 号 書</p>
<p>式 一 号 書</p>
<p>別 紙 第 一 項</p>

(完全に生産された物品の指定)
第一条の六 令第四条の二第四項第一号（特例申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。
 一　一の国又は地域（その大陸棚を含む。）において採掘された鉱物性生産品
 二　一の国又は地域において収穫された植物性生産品
 三　一の国又は地域において生まれ、かつ、成長した動物（生きているものに限る。）
 四　一の国又は地域において動物（生きているものに限る。）から得られた物品
 五　一の国又は地域において狩猟又は漁獲により得られた物品
 六　一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的經濟水域の海域及び外国の排他的經濟水域の海域で採捕された水産物
 七　一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
 八　一の国又は地域の船舶その他の構造物により公海で採掘された鉱物性生産品（第一号に該当するものを除く。）
 九　一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料として生産された物品
 十　一の国又は地域において行われた製造の際に生じたくず
 十一　一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
 (実質的な変更を加える加工又は製造の指定)
第一条の七 令第四条の二第四項第二号（特例申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める加工又は製造は、物品の該当する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の項が当該物品のすべての原料又は材料（当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。）の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造（税關長が指定する加工又は製造を含む。）とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品（一の国又は地域において生産された

前条各号に掲げる物品及びこの条に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品）の單なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作及び露光していない平面状写真ファイルを巻くことを除く。（特例申告に係る担保の金額）
第一条の七の二 法第七条の八第一項（担保の提供）に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
 一　特例輸入者に對して担保の提供を命ずる場合、次に掲げる額のいずれか多い額を限度として、税關長が必要と認める金額
 イ　担保の提供を命ずることとなつた日の属する月の翌月から一年間において輸入しようとする貨物に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税（以下この号及び次号において「関税等」という。）で特例申告により納付する見込みの関税等の額の合計額が最も多くなる月の当該合計額
 ロ　担保の提供を命ずることとなつた日の属する年の前年ににおいて輸入した貨物について、特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額が最も多い月の当該合計額
 二　特例委託輸入者に對して担保の提供を命ずる場合（次号に掲げる場合を除く。）輸入申告に係る貨物の価格（令第五十九条第一項第一号の二、輸入申告の手続）に規定する価格をいう。）に当該価格に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した額を関税等の課税標準として計算した場合に課されるべき関税等の金額
 三　特例委託輸入者に對して担保の提供を命ずる場合（継続して貨物を輸入申告を行っている特例委託輸入者から、輸入申告を行おうとする税關官署の長に対し、あらかじめ担保の提供を行いたい旨の申出があつた場合に限る。）第一号イ又はロに掲げる合計額のいずれか多い額に二を乗じて計算した金額を限度として、税關長が必要と認める金額
第一条の八 法第九条の五第一項第一号（納付受託者に対する納付の委託）に規定する財務省令で定める金額以下である場合は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める場合とする。
 (納付委託の対象)

一　(納付受託者の指定の基準)
第一条の九 令第七条の三第二号（納付受託者の指定要件）に規定する財務省令で定める基準
 は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三項（指定納付受託者）に規定する指定納付受託者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他のこれらの方に準じて税關の納付を執行する場合に適用することができる（納付受託者の指定の手続）
第一条の十 法第九条の六第一項（納付受託者の規定による財務大臣の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に關する法律（平成二十五年法律第二十七号）第一条第十五項（定義）に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務所の所在地）を記載した申出書を財務大臣に提出しなければならない。
 前項の申出書には、定款、法人の登記事項証明書並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの（以下この項目において「定款等」という。）を添付しなければならない。ただし、財務大臣が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イ（定義）に規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録され、該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りでない。

第一条の十一 法第九条の六第二項（納付受託者）に規定する財務省令で定める事項は、財務大臣が同条第一項の規定による指定をした日と（納付受託者の名称等の変更の届出）
第一条の十二 納付受託者（法第九条の六第一項（納付受託者）に規定する納付受託者をいう。）は、その名称、住所又は事務所の決済に關する必要な事項

別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(走義)に規定する法人番号をいう。以下同じ。(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)

二 届出に係る関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代える日

三 その他参考となるべき事項

前項の保存義務者は、関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に關し修正申告又は更正がされた場合において法第十二条の二第三項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、前項の届出書は、その効力を失う。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)

二 前項の届出書を出した年月日

三 その他参考となるべき事項

第一項の保存義務者は、同項の届出書に記載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)

二 第一項の届出書を出した年月日

三 変更をしようとする事項及び当該変更の内容

四 その他参考となるべき事項

法第十二条の二第三項に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる関税関係帳簿の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 法第十二条の二第三項第一号に規定する関税関係帳簿(令第八十三条第五項(帳簿の記入)の規定によるもの)

一 載事項等)の規定により当該関税関係帳簿に記載すべき事項の全部が関税関係書類(法第九十四条第一項(帳簿の備付け等))に規定する関税関係書類をいう。(以下同じ。)又は輸入の許可書に記載されている場合において当該全部の事項について当該関税関係帳簿への記載を省略しているものを除く。(以下この条において同じ。)次に掲げる要件(当該関税関係帳簿に係る保存義務者が、関税関係帳簿に記載されることができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと。)

二 (1) 貨物の品名及び価格、仕出入人の氏名又はハ(2)及び(3)に係る部分に限り(2)に掲げる要件を除く。)

イ 当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。)に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム(電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。)を使用すること。

(1) 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる。

(2) 当該関税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができる。

(3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

二 法第十二条の二第三項第二号に規定する関税関係帳簿次に掲げる要件

イ 第十条の二第一項第一号ロ(1)(関税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)の電磁的記録に、前号に定める要件

ロ 第十条の二第一項第一号ロ(1)(関税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)の電磁的記録に、前号イ(1)及び(2)に規定する事実及び内容に係るもののが含まれていること。

ハ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、輸入の許可の年月日を特定することにより当該年月日に対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引薄の備付けを行うこと。

二 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておること。

ホ 当該関税関係帳簿の保存期間(令第八十三条第六項の規定により関税関係帳簿を保存しなければならないこととされている期間をいう。)の初日から同日後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて第十条第一項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)の規定により当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存を代えられているもの又は法第九十四条の二第二項若しくは第三項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)の規定により当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存等)の規定により当該

が輸入の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるように整理しておくこと。

ハ 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をることができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと。

一 前項の規定により当該関税関係書類(特例輸入関税関係書類)と、「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは、「第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとすること。

二 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは、「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは、「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは、「第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとすること。

三 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは、「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは、「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは、「第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとすること。

四 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは、「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは、「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは、「第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとすること。

五 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは、「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは、「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは、「第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとすること。

一 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは、「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは、「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは、「第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとすること。

二 本項の規定により当該関税関係帳簿の保存期間(令第八十三条第六項の規定により関税関係帳簿を保存しなければならないこととされている期間をいう。)の初日から同日後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて第十条第一項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)及び前号ハに掲げる要件(当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第百五条の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる)

三 本項の規定により当該関税関係帳簿の保存期間(令第八十三条第六項の規定により関税関係帳簿を保存しなければならないこととされている期間をいう。)の初日から同日後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて第十条第一項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)及び前号ハに掲げる要件(当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第百五条の規定による当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項)

イ 別表第一の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合（口に掲げる場合を除き、同表第一項に該当する場合については、同表第二項に該当する場合を除く。）

ロ 本邦の他の開港又は不開港（以下この項目、第二条の六第二項及び第二条の二十四第二項において「開港等」という。）を経由して開港に入港する場合であつて、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき当該事項を報告すべき期限（令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下ロにおいて同じ。）が、当該他の開港等を経由したことなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限（当該他の開港等が複数ある場合には、これらの期限のうち最も早く到来するもの）

二 第二項ただし書に規定する財務省令で定める旅客及び乗組員に関する事項（令第十二条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第二の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を経由して開港に入港する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその開港に入港する時とする。）

三 第二項第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる場合において準用する場合を含む。）の規定による当該各号に定める事項とする。

一 入港した開港における船卸しをしない外国の港で積み込まれた外貨物を積んでいる外貨物又は法第六十七條（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を除く。）令第十二条第三項ただし書に規定する事項を報告する場合には、当該封印の番号を報告する場合に付された番号をいう。次項において同じ。）

二 法第六十三条第一項（保税運送）又は第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による運送契約における運送先に到着したことを確認する場合に付された番号をい

3

る。

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百二十

一百

級（当該予約者に係る予約に当該会員番号及び等級が記録されている場合に限る。以下同じ。）その他参考となるべき事項

二 令第十三条第五項第二号に規定する事項
予約番号（当該予約を特定するために付された番号をいい、当該予約が分割されたものであるときは、当該分割前の予約を特定するため付された番号を含む。以下同じ。）、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義（当該予約に当該クレジットカードの番号及び名義が記録されている場合に限る。以下同じ。）、当該予約が共同運送（運航者（法第十五条第十二項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共に同一の運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において当該予約に係る旅行業者（当該予約に係る旅行業者（令第十三条第五項第二号に規定する旅行業者をいう。以下同じ。）があるときはその所同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者は胥迫若しくは國の機關若しくは地方公共団体以外の航空運送事業者をいう。次条において当該予約に係る外国旅行業者（外国において旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第一項（定義）に規定する事業と同様の事業を行なう者をいう。以下同じ。）があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十三条第五項第三号に規定する事項
携帯品番号（予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をい。う。第二条の九第三項第三号及び第二条の二十一第三号において同じ。）その他参考となるべき事項

四 令第十三条第五項第四号に規定する事項
搭乗手続番号（当該手続を管理するために付された番号をいう。以下同じ。）その他参考となるべき事項
(税関空港に入港しようとする外國貿易機等の入港手続における電子情報処理組織の使用の特例)

（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の六 令第十四条第八項 特殊船舶等の入港手続（法第十八条の二第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は胥迫若しくは國の機關若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。

2 令第十四条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第一の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を経由して開港に入る場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその開港に入港する時とする。

3 令第十四条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 航空法第一百条第一項（許可）の許可を受けた者（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機を運航する者に限る。）及び同法第二百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の許可を受けた者以外の者が運航する航空機（次号及び第三号並びに第二条の二十四第三項において「不定期航空機」という。）であつて、本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（次号及び第三号において単に「航行時間」という。）が二時間以上の場合 その税関空港に入港する九十分前 不定期航空機であつて、航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して税関空港に入港する場合その税関空港に入港する時

三 令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の開港から出港した特殊船舶（法第十八条の二第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する特殊船舶等の入港手続）に規定する特殊船舶の船長が、法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する財務省令で定めた日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項（令第十四条第四項第二号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。

4 令第十四条第八項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十四条第八項第一号に規定する事項
予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十四条第八項第二号に規定する事項
予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十五条の三第四項に規定する運航者をいい。以下この条において同じ。）の運航者）の運送を使用して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外國旅行業者があるときはその名稱及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十四条第八項第三号に規定する事項
携帶品番号（予約者が搭乗する特殊航空機（法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいい。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帶品を特定するために付された番号をいう。第二条の十二号及び第二条の二十四第五項第三号において同じ。）その他参考となるべき事項
（航空運送事業者が受託した携帶品を特定するために付された番号をいう。第二条の十二号及び第二条の二十四第五項第三号において同じ。）の機長が法第十七条第一項後段の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外國貿易機の機長が法第十七条第一項後段の規定による運送がされており、当該機長が法第六十三条第一項又は第六十六条第一号に定める事項とする。

四 令第十六条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、法第六十三条第一項又は第六十六条第一号に定める事項を記載した書面を提出する場合とし、令第十六条第一項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。

2 令第十六条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、法第六十三条第一項又は第六十六条第一号に定める事項を記載した書面を提出する場合とし、令第十六条第一項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。

三 令第十四条第八項第三号に規定する事項
携帶品番号（予約者が搭乗する特殊航空機（法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいい。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帶品を特定するために付された番号をいう。第二条の十二号及び第二条の二十四第五項第三号において同じ。）その他参考となるべき事項
（税関空港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者）

四 令第十四条第八項第四号に規定する事項
搭乗手續番号その他参考となるべき事項
（税関空港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者）

項ただし書に規定する財務省令で定める事項とは、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。

3 令第十六条第四項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十六条第四項第一号に規定する事項
予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十六条第四項第二号に規定する事項
予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十七条第三項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共に運行を行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをおいて同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十六条第四項第三号に規定する事項
携帯品番号その他参考となるべき事項

四 令第十六条第四項第四号に規定する事項
搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（税関空港を出港しようとする外國貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

第二条の十 法第十七条第三項（出港手続）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とす

る。

第二条の十一 法第十七条第五項ただし書（出港手続）に規定する事項の提出（積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。）又は同条第四項の規定による報告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

第二条の十二 令第十六条の二第三項各号（特殊船舶等の出港届の記載事項等）に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

（税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項）

第二条の十三 法第十七条第五項ただし書（出港手続）に規定する事項の提出（積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。）又は同条第四項の規定による報告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十六条の二第三項第一号に規定する事項
予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十六条の二第三項第二号に規定する事項
予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十七条第三項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共に運行を行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十六条の二第三項第三号に規定する事項
携帯品番号その他参考となるべき事項

（税関空港を出港しようとする外國貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

四 令第十六条の二第三項第四号に規定する事項
搭乗手續番号その他参考となるべき事項

（税關空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者）

第二条の十四 法第十七条の二第四項ただし書（特殊船舶等の出港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項後段の規定による書面の提出又は同条第三項の規定による報告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（外國貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

（外國貿易機に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

一 令第十六条の三第三項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行いう時は、同条第一項各号に該当するもしくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の三第三項第二号に規定する給与品以外の貨物の積卸しを行いう時は又は当該給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

三 令第十六条の三第三項第三号に規定する事項
（特殊船舶等の出港手続における電子情報処理組織の使用の特例）

四 令第十六条の三第三項第四号に規定する事項
（特殊船舶等の出港手続における電子情報処理組織の使用の特例）

一 令第十六条の四第一項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の四第一項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文（入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した外國貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は遭難者以外の者を乗降させる場合、当該傷病者又は遭難者以外の者を乗降させる時

三 令第十六条の三第三項第一号に該当するもしくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

四 令第十六条の三第三項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

一 令第十六条の四第四項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行いう時は又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の四第四項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

三 令第十六条の三第三項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文（入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した外國貿易機において旅客又は乗組員（同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行いう者を除く。）を乗降させる場合、当該旅客又は乗組員を乗降させる時

四 令第十六条の三第三項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文（入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した外國貿易機において旅客又は乗組員（同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行いう者を除く。）を乗降させる場合、当該旅客又は乗組員を乗降させる時

一 令第十六条の三第三項第三号に規定する事項
（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第二項又は第四項の規定による書面の提出を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（不開港出入許可申請の特例）

二 令第十六条の三第三項第一項（不開港出入許可の申請等）に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 外國貿易機の運航者以外の者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものに係る当該運航者以外の者

二 外國貿易機の運航者以外の者であつて、外國において航空法第二条第十八項（定義）に

接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

七 申請者について法第六十七條の十三第三項第一号イからチまでのいずれかに該当する場合には、その事実

八 特定製造貨物輸出者について法第六十七條の十三第三項第三号イに該当しない場合は、その事実

九 特定製造貨物を管理する場所の所在地及び名称

(実施規則の記載事項)

第八条の五 法第六十七條の十三第三項第二号ハ(製造者の認定)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)に基づき特定製造貨物管理業務を適正かつ確実に行うために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

二 特定製造貨物の輸出に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

三 特定製造貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

四 法令の遵守状況の監査に関する業務を行なう部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

五 法令の具体的な内容及び手順

六 第一号ハに規定する部門における特定製造貨物のセキュリティに関する業務の具体的な内容及び手順

七 法第六十七條の十三第一項の認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項

八 法第六十七條の十三第一項の認定を受けようとする者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が法令(法その他の関税に関する法令を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

九 特定製造貨物の輸出又はセキュリティに関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 法第六十七條の十三第一項の認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項

八 法第六十七條の十三第一項の認定を受けようとする者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が法令(法その他の関税に関する法令を除く。)の規定を遵守するための事項

九 特定製造貨物を管理する場所の所在地及び名称

(届出書の記載事項)

第八条の六 令第五十九條の十七第四号(認定製造者の認定)に受けている必要がなくなった旨の届出の手続に規定する財務省令で定める事項は、法第六十七條の十三第一項(製造者の認定)の認定を受けている必要がなくなった理由とする。

十 その他参考となるべき事項

(届出書の記載事項)

第九条の五 法第六十八條の二十一第一項(特例輸入者等の輸入申告手続)(令第三十六條の三第八項等の輸入申告手続)(令第五十条の一、第五十一条の四第四項及び第五十五条の十二第八項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。(以下この条において同じ。)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して令第五十九條の二十第二項に規定する輸入申告を行うことができないことにについて税関長が認めた場合は、税關長が認めた場合とする。

(書面を特定するため必要な事項)

第九条の二 令第六十六条の四において読み替えられて令第五十九條の二十第二項に規定する輸入申告を行うことができる場合とす。

(申請書の記載事項)

第九条の六 令第六十九條第一項第三号(認定通関業者の認定の申請の手続等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 申請者(令第六十九條第一項に規定する申請者を除く。)の性別、生年月日及び履歴

二 申請者(その者が法人である場合に限る。)の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本並びに通関業務(通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第二条第一号(定義))に規定する通関業務をいう。次号及び第九条の八第一号において同じ。以外の業務の種類及び概要(輸出しようとする貨物又は外國貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行つてゐる場合に限る。)

2 日本国郵便株式会社は、納付の委託を受けた関税に係る払込取扱票を、その納付受託郵便物

七 法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面に係る番号及び郵便物番号

八 関税の額に相当する金銭の交付を受けた年月日

九 法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の規定により、納付受託郵便物ごとに次に掲げる事項を税関長に報告しなければならない。

(日本郵便株式会社の報告)

第九条の四 日本国郵便株式会社は、法第七十七条第一項(郵便物の新設)の規定により、納付受託郵便物ごとに次に掲げる事項を税関長に報告しなければならない。

一 法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面に係る番号及び郵便物番号

二 関税の額に相当する金銭の交付を受けた年月日

三 関税の額に相当する金銭の交付を受けた年月日

四 関税の額に相当する金銭を日本銀行(国税の収納)を行う代理店を含む。に納付した年月日

(帳簿の記載事項)

第九条の五 令第六十八條の三第一項第一号(帳簿の記載事項等)に規定する法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面を特定するものに必要な事項として財務省令で定めるものは、同項の書面に係る番号及び郵便物番号とする。

(申請書の記載事項)

第九条の六 令第六十九條第一項第三号(認定通関業者の認定の申請の手続等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 申請者(令第六十九條第一項に規定する申請者を除く。)の性別、生年月日及び履歴

二 申請者(その者が法人である場合に限る。)の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本並びに通関業務(通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第二条第一号(定義))に規定する通関業務をいう。次号及び第九条の八第一号において同じ。以外の業務の種類及び概要(輸出しようとする貨物又は外國貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行つてゐる場合に限る。)

三 通関業務及び関連業務(通関業法第七条(関連業務)に規定する関連業務をいう。)に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

四 法第七十九條第三項第一号イからホまで(通関業者の認定)のいずれかに該当する場合には、その事実

五 通関業法第八条第一項(營業所の新設)の規定により許可を受けている營業所の所在地及び名称

六 前号に規定する營業所のうち、特例申告貨物(法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の八において同じ。)に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の營業所並びに特定委託輸出申告を行う予定の營業所の名称

七 申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)、第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)又は第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を受けている場合には、その事実

(輸出及び輸入に関する業務の基準)

第九条の七 法第七十九條第三項第二号(通関業者の認定)に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 特例申告貨物に係る輸入申告において、令第五十九條(輸入申告の手続)に規定する輸入申告書に記載する事が当該申告に係る貨物の現況と一致することを、当該貨物及び仕入書その他の関係書類により的確に確認するための体制が整備されていること。

二 特定委託輸出申告において、令第五十九條の七第二項において準用する同条第一項(特定輸出者等の輸出申告手続)により適用する令第五十八条(輸出申告の手続)に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、事故が発生した場合その他の認定通関業者が当該貨物を運送する特定保稅運送者(法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)に規定する特定保稅運送者をいう。以下この号において同じ。)に連絡を行う必要がある場合

(2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るものであること。

口 当該関税関係書類の作成又は受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻証業務（電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号並びに第十条の三第一項第一号及び第二号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと（当該関税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまで）。

(1) 当該記録事項が変更されていないことを経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。

ハ 一月以上の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができるること。

(2) 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(1) 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(2) 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

三 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

四 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

四 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

五 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

六 第二項第一号の規定は、法第九十四条の二第一項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

七 第二項第一号の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

八 第二項第一号の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

九 第二項第一号の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

五 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

六 第二項第一号の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

七 第二項第一号の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

八 第二項第一号の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

九 第二項第一号の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

五 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

六 第二項第一号の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

七 第二項第一号の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

八 第二項第一号の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

九 第二項第一号の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の保存を規定する場合に適用する。

(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第十条の二 法第九十四条の三第一項(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿書類の保存をもつて当該電子計算機出力マイクロフィルムに代えようとする保存義務者の当該関税関係帳簿又は関税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

前項の規定は、法第九十四条の三第二項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係書類の保存をもつて当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

第十条の三 法第九十四条の五(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の保存義務者の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

前項において、前項中「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項第一号及び第三号」として輸入する者に限る。以下この条において同じ。」は、電子取引(法第九十四条の五に規定する電子取引をいう。以下この項において同じ。)を行なう場合には、次項又は第三項に定めることにより法第九十四条の五ただし書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報(同条に規定する取引情報をいう。以下この項において同じ。)に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われた場合(同条が作成されたとした場合に、令第八十三条第六項(帳簿の記載事項等)の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる書類による保存等)並びに同項第六号において準用する同条第一項第一号(イに係る部分に限り)に掲げる要件(当該保存義務者が法第一百四十五条(税関職員の権限)の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第十条第四項第五号(ロ及びハに係る部分に限り)に掲げる要件を除く。)に従つて保存しなければならない。

附 則（平成一七年三月七日財務省令第
一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日財務省令
第四〇号）

- 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の関税法施行規則第一条の二において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に行う電子取引の取引情報（関税法（昭和二十九年法律第六十二号）第七条の九第二項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行つた電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

- 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の関税法施行規則第一条の二において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に行う電子取引の取引情報（関税法（昭和二十九年法律第六十二号）第七条の九第二項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行つた電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

る。

- 1 この省令は、平成十八年三月一日から施行する。
- 2 改正後の関税法施行規則第一項第一号並びに第六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、行政手続における改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

る。

する。

る。

る。

る。

る。

る。

する。

る。

る。

る。

する。

る。

る。

る。

る。

計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法（昭和二十九年法律第六十一号第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十号）第六条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

3 改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十二条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第六条第一項及び第二項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法第七条の九第二項、第六十七条の人第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第七条第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）について適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年三月三一日財務省令第三五号）抄

（施行期日）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 平成二十九年六月一日

一 附 則（平成二九年六月三〇日財務省令第四八号）

（施行期日）

この省令は、平成二十九年十月八日から施行する。ただし、第二条の規定は、関税率率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。（経過措置）

方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）。次項において「電子帳簿保存法施行規則」という。第五条第一項の規定は、平成二十九年十月八日以後に提出する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）。次項において「電子帳簿保存法」という。第六条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

新規則第一条の四及び第十条において準用する電子帳簿保存法施行規則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十九年十月八日以後に提出する関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）について適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月七日財務省令第一号抄）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができます。

附 則（令和元年六月二十四日財務省令第八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができます。

附 則（令和元年六月二十八日財務省令第一二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和元年九月三十日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の関税法施行規則第一条の四（同規則第八条において準用する場合を含む。）及び第

十条（同規則第十一條において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する電子計算機を使用して作成する國稅關係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大藏省令第四十三号。以下「規則」という。）第三条第七項（関稅法施行規則第十条において準用する場合にあっては、第七項及び第八項）の規定は、この省令の施行の日以後に提出する規則第三条第七項に規定する適用届出書に係る同項に規定する過去分重要書類について適用する。

附 則（令和二年七月八日財務省令第五八号）

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日から施行する。

附 則（令和二年一月一八日財務省令第八一号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和三年三月三一日財務省令第三六号）

（施行期日）

1 この省令は令和三年四月一日から施行する。（経過措置）

2 令和三年七月一日から令和四年一月三日までの間にを行う關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の五第一項に規定する納付受託者に対する納付の委託に関する國稅通則法施行規則（昭和三十七年大藏省令第二十八号）第二条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる場合」とあるのは、「同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により國稅（稅關長が課するものに限る。）を納付しようとする金額が三十万円以下であり、かつ、當該國稅を納付しようとすると者が使用する資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項（定義）に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（第三項において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて決済することができる金額以下である場合」と、同条第三項中「次に

掲げる事項」とあるのは、「納付書記載事項及び国税を納付しようとする者が使用する第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他の当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項」とする。

附 則（令和三年四月二十八日財務省令第
四七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、関税法施行規則第一条の九の改正規定は、令和四年一月四日から施行する。
(経過措置)

第二条 改正後の関税法施行規則（以下この条において「新令」という。）第十一条第四項（新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正前の関税法施行規則（以下この条において「旧令」という。）第一条の四（旧令第八条で読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第十条（旧令第十二条で読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）において読み替えて準用する改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第五号に規定する承認を受けている同号の関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新令第十条第四項第四号に規定する関税関係帳簿の記載事項とみなす。

新令第十条第七項（新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、旧令第一条の四及び第十条において読み替えて準用する改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第七項に規定する適用届出書とみなす。

（施行期日）

**附 則（令和四年三月三一日財務省令第
二号）**

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の関税法施行規則（以下「新令」という。）第十条第四項（第一号口に係る部分

令第一項の四第一項、第八条第一項及び第十一項において準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に保存が行われる関税法第九十四条の二第三項(同法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。)に規定する関税関係書類(以下単に「関税関係書類」という。)又は同法第九十四条の五(同法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。)に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用し、施行日前に保存が行われた関税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、なお従前の例による。

二 開行日から令和五年七月二十九日までの間に閑税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存が行われる場合における新令第十条第四項の規定の適用については、同項第二号ロ中「業務をいう。」とあるのは、「業務をいう。」又は一般財團法人日本データ通信協会が認定する業務とする。

附 則 (令和五年三月三一日財務省令第二九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、関税法施行規則第一条の四第一項の改正規定、同令第八条第一項の改正規定及び同令第十条から第十八条までの改正規定並びに次条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の関税法施行規則(以下「新令」という。)第十条第四項(新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、令和六年一月一日以後に保存が行われる関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九十四条の二第三項(同法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。)に規定する関税関係書類(以下この項において「関税関係書類」という。)について適用し、同日前に保存が行われた関税関係書類については、なお従前の例による。

二九号)

項第一号口中「業務をいう」ことあるのは、「業務をいう。」又は「一般財團法人日本データ通信協会が認定する業務」とする。

関税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存が行われる場合における新令第十条第四項の規定の適用については、同

2
係書類又は電子取引の取扱情報に係る電磁的記録については、なお従前の例による。
施行日から令和二年七月二十九日までの間に

第二項において準用する場合を含む。)に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用し、施行日前に保存が行われた関税申告書並びに電子取引の記録等の記載事項を記入する。

（税関係書類）に規定する関税關係書類（以下単に「一関税關係書類」といふ。）又は同法第九十四条の第五（同法第七条の九第一項及び第六十七条の八第二項）に規定する関税關係書類（以下単に「二関税關係書類」といふ。）

いう)以後に保有が行われる関税法第九十四条の二第三項(同法第七条の九第二項及び第六十七条の二第二項において準する場合を含む。)に規定する場合に適用する。

令第一條の四第一項、第八条第一項及び第十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この省令の日(以下「施行日」といふ。)より適用される。

という。第十条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第十条の三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（これらの規定を新規第一号（第二号へ並びて第一号）の規定とす。

第二条 改正後の関税法施行規則（以下「新令」）

附 聞
三八号) 抄
(令和五年五月一二日照務省令第

附 則（令和五年五月一二日財務省令第
新令第十条の三第一項（新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において「読み替えて準用する場合を含む。」の規定は、令和六年一月一日以後に行う電子取引の取引情報について適用し、同日前に行つた電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

号 番	本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）	東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域	東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域	北海道	本邦の地域
一	東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域	東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域	東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域	北海道	本邦の地域
二	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	北海道	本邦の地域

別表第一（第二条の二関係）

四十一号
この省令は、令和六年十月一日から施行する。

だし書に規定する日
附 則（令和六年六月二八日財務省令第
四七号）

二 第七条の六を第七条の七とし、第七条の五の次に一条を加える改正規定 改正令附則による

定める日から施行する。

(施行期日)
この省令は、公布の日の翌日から施行する。

取引情報については、なお従前の例による。
附 則（令和五年五月一二日財務省令第
三八号）抄

読み替えて準用する場合を含む)の規定は令和六年一月一日以後に行う電子取引の取引情報について適用し、同日前に行つた電子取引の

新令第十条の三第一項(新令第一条の四第二項、第八条第一項及び第十二条第一項において

東経百三十三度及び東 経百五十二度の線並び に北緯四十三度及び北 緯四十七度の線で囲ま れた地域	東経百二十二度及び東 経百四十度の線並びに 北緯三十三度及び北緯 四十六度の線で囲まれ た地域（東経百二十二 度及び東経百二十七度 の線並びに北緯三十七 度及び東経百二十九 度の線並びに北緯三十 度及び北緯三十八度 の線で囲まれた地域を除 く。）	東経百二十五度及び東 経百三十一度の線並び に北緯三十二度及び北 緯三十八度の線で囲ま れた地域（東経百二十 度及び東経百二十八 度の線並びに北緯三十 度及び北緯三十八度 の線で囲まれた地域を 除く。）	東経百二十二度及び東 経百三十一度の線並び に北緯三十度及び北緯 四十二度の線で囲まれ た地域（東経百二十二 度及び東経百二十七度 の線並びに北緯三十八 度及び北緯四十二度の 線で囲まれた地域を除 く。）	東経百四十五度及び東 経百四十九度の線並び に北緯四十三度及び北 緯四十七度の線で囲ま れた地域
岩手県及び 宮城県	富山県、石 川県、福井 県、京都府、 兵庫県（日本海に 面する地域に限る。） 島根県	和歌山県、 大阪府及び 兵庫県（瀬戸内海に 面する地域に 限る。） 鳥取県及び 島根県	和歌山県、 大阪府及び 兵庫県（瀬戸内海に 面する地域に 限る。） 島根県	福島県及び 茨城県

本邦以外の地域（ なす地域を含む。）	別表第三（第二条の二関係）	東経百二十六度及び東 経百二十九度の線並びに北緯三十 五度から北緯三十八度の線で囲まれた地域を除く。）	東経百二十六度及び東 経百二十九度の線並びに北緯三十 五度から北緯三十八度の線で囲まれた地域を除く。）	鹿児島県 奄美市及び大島郡を除く。）
本邦の地 域	別表第二（第二条の二、第二条の六及び第二条の二十四関係）	東経百四十一度及び東経百四十 度の線並びに北緯四十五度から 三十分及び北緯四十七度の線で囲 まれた地域	北海道（北緯 四十五度から 北の地域に限 る。）	本邦の地域
限 期 告 報		東経百二十七度三十分及び東 経百三十度の線並びに北緯三 十四度及び北緯三十六度の線で囲 まれた地域	北海道（東經 百四十四度から 東の地域に限 る。）	
		東経百二十一度及び東経百二 十三度の線並びに北緯二十三 度及び北緯二十六度の線で囲 まれた地域	長崎県対馬市 及び壱岐市	
		与那国町	沖縄県石垣市、 宮古島市、宮 古郡多良間村 及び八重山 郡竹富町及 び与那国町	

別表第二（第二条の二、第二条の六及び第二条の二十四関係）

東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域（中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条（外国とみなす地域）に定める地域（歎舞群島、色丹島、国後島及び択捉島。以下この表において同じ。）に限る。）	東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条に定める地域に限る。）	東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	東経百四十九度の線並びに北緯四十四度の線並びに北緯三十九度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限り、東経百二十一度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十七度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域を除く。）	東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十六度三十分及び北緯四十一度の線で囲まれた地域（大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百三十度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十一度の線で囲まれた地域を除く。）	北海道

時るす港出を港積船

東経百七度及び東経百四度及び北緯三十六度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。）	東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域（大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百十七度及び東経百二十二度の線並びに北緯三十度及び北緯三十分の線で囲まれた地域を除く。）	東経百十七度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯四十四度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。）	東経百十七度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十九度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国、台湾及びフィリピン共和国の区域に限る。）	東経百十四度及び東経十八度の線並びに北緯三十四度の線で囲まれた地域
岡山県、広島県、徳島県、香川県、媛島県、高知県	岡山県、広島県、徳島県、香川県、媛島県、愛媛県及び高知県	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び宮崎県及び鹿児島県及び奄美大島郡及び奄美市及び奄美島、鹿児島市、宮崎市、大分県、熊本県、長崎県、佐賀県、福岡県、山口県	沖縄県、奄美市及び奄美島、宮崎市、大分県、熊本県、長崎県、佐賀県、福岡県、山口県

良間八重並

別紙第1号書式

1. おもなごとをやめて、おもなごとをやめること。
2. おもなごとをやめて、おもなごとをやめること。
3. おもなごとをやめて、おもなごとをやめること。
4. おもなごとをやめて、おもなごとをやめること。
5. おもなごとをやめて、おもなごとをやめること。
6. おもなごとをやめて、おもなごとをやめること。

別紙第2号書式

別紙第2号書式	
請求書登録番号	登録日
(例) 00000000000000000000	令和3年 月 日
支拂いの方法	
(例) 銀行振込	
支拂いの日付	
支拂いの金額	
代入人	
合計額	
備考	
上記の金額を支拂いました。	
金額を支拂う旨の確認文書	
(例) 本件 令和3年 月 日	
備考	
上記の金額を支拂う旨の確認文書	
(例) 本件 令和3年 月 日	

別紙第2号書式	
請求書登録番号	登録日
(例) 00000000000000000000	令和3年 月 日
支拂いの方法	
(例) 銀行振込	
支拂いの日付	
支拂いの金額	
代入人	
合計額	
備考	
上記の金額を支拂いました。	
金額を支拂う旨の確認文書	
(例) 本件 令和3年 月 日	
備考	
上記の金額を支拂う旨の確認文書	
(例) 本件 令和3年 月 日	

別紙第2号書式	
請求書登録番号	登録日
(例) 00000000000000000000	令和3年 月 日
支拂いの方法	
(例) 銀行振込	
支拂いの日付	
支拂いの金額	
代入人	
合計額	
備考	
上記の金額を支拂いました。	
金額を支拂う旨の確認文書	
(例) 本件 令和3年 月 日	
備考	
上記の金額を支拂う旨の確認文書	
(例) 本件 令和3年 月 日	

別紙第三号書式

3 必要があるときは、各種の配慮を兼ねて選択するにとなく所要の調整を終えることのできる方